

付 議 第 2 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

高 知 県 教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第19号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) こうちグローバル人材育成基金に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、こうちグローバル人材育成基金条例の施行に伴って高等学校課の分掌事務を改めるため、必要な改正をしようとするものである。

改正後	改正前
○高知県教育委員会行政組織規則 昭和43年 8 月23日教育委員会規則第 6 号 (高等学校課) 第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(18) 略 <u>(19) こうちグローバル人材育成基金に関すること。</u> <u>(20)</u> 前各号に掲げるもののほか、県立高校に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。	○高知県教育委員会行政組織規則 昭和43年 8 月23日教育委員会規則第 6 号 (高等学校課) 第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(18) 略 <u>(19)</u> 前各号に掲げるもののほか、県立高校に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

条例の概要

参考資料3

グローバル人材（国際的な視野を有し、未来の社会を担う人材をいう。）の育成を目的とした高校生の海外研修を支援するため、こうちグローバル人材育成基金を設置しようとするもの

対象事業について

○こうち未来創造グローバル人材育成事業 ※事業開始R6年度（派遣留学R7年度～）

国の「トビタテ！留学JAPAN 拠点形成支援事業」を活用し、産学官で協働して県内高校生の「探究型海外留学」の支援を行う事業

事業主体

こうち未来創造グローバル人材育成協議会

- 産** <支援企業・経済団体>
県経営者協会 等
- 学** <高等学校・大学>
高知大学、高知県立大学、高知工科大学
県高等学校長協会
- 官** <地方公共団体等>
県産業振興推進部、県教育委員会 等

運営幹事会

留学生選考委員会

事務局

募集コース

① マイ好奇心探究コース

② 社会課題探究コース

③ STEAM探究コース

④ スポーツ・芸術探究コース

本県独自コース

⑤ こうち未来創造コース

県全体や県内地域の課題解決や地域貢献に関連する5つのテーマのいずれかに即した探究課題を設定し、自校の総合的な探究の時間等の取組と連動させ、探究するコース（チームでの応募可能）

- (1) 人口減少・少子高齢化
- (2) 地域産業の活性化
- (3) 未来のインフラ（公共交通機関等）
- (4) 地域医療・教育・コミュニティの将来
- (5) 高知の強み（自然・歴史・食等）を生かす

基金について

支援企業からの寄附を基金に受入れ、派遣留学生へ奨学金及び留学準備金を支給するための補助金に活用する

奨学金・留学準備金 【返済不要】

支援内容	留学地域	支給金額
奨学金 【月額】	北米、シンガポール、 欧州、中近東（例外国あり）	（最大）160,000 円
	アジア、大洋州、 中南米、アフリカ等	（最大）120,000 円
留学準備金 【定額】	アジア地域	210,000 円
	その他の地域	350,000 円

